

金利スワップ取引の有価証券等清算取次ぎに係る事務処理について

2012年9月5日

2014年2月24日改正

2015年9月24日改正

2016年2月15日改正

2016年4月11日改正

2017年3月13日改正

2018年12月3日改正

2023年4月1日改正

2025年3月24日改正

株式会社日本証券クリアリング機構

1. 有価証券等清算取次ぎの利用にあたっての前提条件

金利スワップ取引について有価証券等清算取次ぎ（以下「清算取次ぎ」という。）を利用するにあたっては、以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 金利スワップ清算参加者と清算取次ぎの委託者（以下「清算委託者」という。）との間において、「金利スワップ清算受託契約書」（金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い様式第3号）又は「Interest Rate Swap Clearing Brokerage Agreement」（同様式第3号の2）（以下総称して「金利スワップ清算受託契約書等」という。）が締結されていること。
- (2) 清算委託者が「誓約書」（金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い様式第4号）又は「Letter of Undertaking」（同様式第4号の2）を当社に提出していること。
- (3) 当社が公示において定めている有価証券等清算取次ぎの委託を行う方法（以下「MarkitWire 等」という。）¹を清算委託者が利用可能であること。

2. 清算取次ぎに係る事務処理

(1) 清算取次ぎの委託の申込み

MarkitWire を利用する場合には、MarkitWire の「バイラテラル・モデル」を利用して、金利スワップ取引に係る清算取次ぎの委託の申込みの処理を行う²。

Bloomberg Finance L.P. が提供する VCON (Voice Confirmation)（以下単に「VCON」という。）を利用する場合は、「SWXT」コマンド等を利用して、金利スワ

¹ 「債務負担の申込方法として定める事項について」において当社が定める方法をいう。

² 清算取次ぎを行おうとする金利スワップ清算参加者は、あらかじめ、当社システム及び MarkitWire に設定する清算委託者に係る情報を当社に提出する必要がある。

ップ取引に係る清算取次ぎの委託の申込みの処理を行う³。

Bloomberg ETP (Electronic Trading Platform) (以下単に「Bloomberg ETP」という。)を利用する場合は、「BBTI」又は「SWXT」コマンド等を利用して、金利スワップ取引に係る清算取次ぎの委託の申込みの処理を行う⁴。

TW SEF LLC が提供する Swap Execution Facility、または Tradeweb Europe Ltd. もしくは Tradeweb EU B.V. が提供する Multilateral Trading Facility (以下、総称して「Tradeweb」という)を利用する場合は、Tradeweb の機能を利用して金利スワップ取引に係る清算取次ぎの委託の申込みの処理を行う⁵。

a 受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる清算委託者 (以下「アフィリエイト」という。) の場合

(a) アフィリエイトによる金利スワップ取引の登録

アフィリエイトは、MarkitWire を利用して金利スワップ取引について清算取次ぎの委託の申込みを行う場合には、MarkitWire において「Client Clearing Deal」又は「Direct Deal」の登録を行う。また、「Clearing house」について「JSCC」を選択したうえで、「Send for Clearing」フラグに「Yes」をセットする。

VCON を利用してアフィリエイトが金利スワップ取引について清算取次ぎの委託の申込みを行う場合には、「ディーラーFCM」に、受託清算参加者をセットする。また、「Central Cpty」について「JSCC」を選択する。

Bloomberg ETP で「BBTI」コマンドを利用してアフィリエイトが金利スワップ取引について清算取次ぎの委託の申込みを行う場合には、「FCM」に受託清算参加者をセットし、「CCP」について「JSCC」を選択する。また、Bloomberg ETP で「SWXT」コマンド等を利用してアフィリエイトが金利スワップ取引について清算取次ぎの委託の申込みを行う場合には、「ディーラーFCM」に受託清算参加者をセットし、「Central Cpty」について「JSCC」を選択する。

Tradeweb を利用してアフィリエイトが金利スワップについて清算取次ぎの委託の申込みを行う場合には、「Clearing」について「JSCC」を選択したうえで、「To Follow」に受託清算参加者をセットする。

(b) 当社への取引データの送信

アフィリエイト及びその取引相手方が MarkitWire 等において金利スワップ

³ 清算取次ぎを行おうとする金利スワップ清算参加者は、あらかじめ、当社システム及び VCON に設定する清算委託者に係る情報を当社に提出する必要がある。

⁴ 清算取次ぎを行おうとする金利スワップ清算参加者は、あらかじめ、当社システム及び Bloomberg ETP に設定する清算委託者に係る情報を当社に提出する必要がある。

⁵ 清算取次ぎを行おうとする金利スワップ清算参加者は、必要に応じて、当社システム及び Tradeweb に設定する清算委託者に係る情報を当社に提出するものとする。

取引について清算取次ぎの委託の申込み（債務負担の申込み）に必要な情報を登録した場合、MarkitWire 等から当社に対し、当該取引のデータが送信される。このデータ送信をもって、清算取次ぎの委託の申込み（債務負担の申込み）がなされたこととなる。

当社は、当該取引データを、債務負担処理を行う時間帯（9：00～12：00、13：00～16：00 及び 17：30～19：00。以下同じ。）において受領する。データ受領後、当該取引について形式的なチェックを行うとともに、当該申込みに係る取引と債務負担済の取引を合算したポジションに基づき算出した債務負担時所要証拠金以上の当初証拠金を債務負担の申込みを行っている両当事者が当社に預託しているかどうかを確認する。

当該取引データにエラーがある場合や当初証拠金の預託額が債務負担時所要証拠金に不足している場合には、「Reject」電文を MarkitWire 等に送信する⁶。

b 受託清算参加者と同一の企業集団に含まれない清算委託者（以下「クライアント」という。）の場合

(a) クライアントによる金利スワップ取引の登録

クライアントは、MarkitWire を利用して金利スワップ取引について清算取次ぎの委託の申込みを行う場合には、MarkitWire において「Client Clearing Deal」の登録を行う。その際、「Clearing Broker」に、受託清算参加者をセットする⁷。また、「Clearing house」について「JSCC」を選択したうえで、「Send for Clearing」フラグに「Yes」をセットする。

VCON、Bloomberg ETP 又は Tradeweb を利用してクライアントが金利スワップ取引について清算取次ぎの委託の申込みを行う場合には、上記 a（a）と同様とする。

(b) 当社への取引データの送信

クライアント及びその取引相手方が MarkitWire 等において金利スワップ取引について清算取次ぎの委託の申込みに必要な情報を登録した場合、MarkitWire 等から当社に対し、当該取引のデータが送信される。

当社では、当該取引に係るデータがエラーを含んでいるかどうか形式的な確認を行い、エラーがなければ当該取引データは受託清算参加者に送信される。

⁶ 金利スワップ清算参加者は、清算委託者による清算取次ぎの委託の申込みに係る取引について、Web Portal 「Registration Status Report」（毎当社営業日 8：05 前後～20：05 前後の間で 15 分毎に配信）により確認を行うことができる。

⁷ 清算委託者は、複数の金利スワップ清算参加者と金利スワップ清算受託契約等を締結している場合を除き、Clearing Broker の指定を省略することができる。

(c) 受託清算参加者による承認

受託清算参加者は、当社から取引データを受領後、当該取引に係る清算取次ぎについて承諾するかどうかを判断する。受託清算参加者が承諾した場合には、当該承諾をもって、当社に対する債務負担の申込みがなされたこととなる。

当社は、当該申込みに係る取引データを、債務負担処理を行う時間帯において受領する。データ受領後、当該申込みに係る取引と債務負担済の取引を合算したポジションに基づき算出した債務負担時所要証拠金以上の当初証拠金を債務負担の申込みを行っている両当事者が当社に預託しているかどうかを確認する。

当初証拠金の預託額が債務負担時所要証拠金に不足している場合には、「Reject」電文をMarkitWire等に送信する。

(2) 清算取次ぎ（債務負担）の成立

当社は、上記（1） a（b）又は b（c）において両当事者の当初証拠金が債務負担時所要証拠金に充足していると確認した場合には、当該取引について債務負担の処理を実施する。

3. 清算取次ぎにおける取引毎コンプレッションの取扱い

(1) 取引毎コンプレッションの申込みの指図

清算委託者は、受託清算参加者と清算委託者の間で定める方法に従って、受託清算参加者に対する申込みの指図を行う。

受託清算参加者は、清算委託者から取引毎コンプレッションに係る申込みの指図を受領した場合には、Web Portal + を利用して、当社に対して取引毎コンプレッションの申込みを行う。

(2) 取引毎コンプレッションの成立

当社は、上記（1）のとおり取引毎コンプレッションの申込みを受領した場合には、取引毎コンプレッション要件の確認を行う。取引毎コンプレッション要件の充足を確認した場合には、当社は取引毎コンプレッションの申込みを承認し、取引毎コンプレッションが成立する。

4. 清算取次ぎにおけるクーポン・ブレンディングの取扱い

(1) クーポン・ブレンディングの申込みの指図

清算委託者は、受託清算参加者と清算委託者の間で定める方法に従って、受託清算参加者に対する申込みの指図を行う。

受託清算参加者は、清算委託者からクーポン・ブレンディングに係る申込みの指図を受領した場合には、Web Portal + を利用して、当社に対してクーポン・ブレンディングの申込みを行う。

(2) クーポン・ブレンディングの成立

当社は、上記（1）のとおりクーポン・ブレンディングの申込みを受領した場

合には、クーポン・ブレンディング要件の確認を行う。クーポン・ブレンディング要件の充足を確認した場合には、当社はクーポン・ブレンディングの申込みを承認し、クーポン・ブレンディングが成立する。

以 上